

会議録

会議名称	令和5年度第1回加古川市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和6年3月12日（火）午後1時30分から午後3時00分まで
開催場所	加古川市役所新館10階 大会議室
出席者	<p><委員></p> <p>中井玲子会長、花田真理子副会長（WEB）、坂田重隆委員、魚住信裕委員、藤原武彦委員、金子博子委員、津田貞裕委員、竹裏由佳委員、加藤朋子委員</p> <p><事務局></p> <p>岩崎環境部長、新濱環境部次長、山本環境部参事、福山環境政策課長、小山環境政策課副課長、藤本環境政策課脱炭素化推進担当副課長、大谷環境政策課循環型社会推進係長、高橋環境政策課環境政策係主事、西澤環境第1課長、菅野環境第1課副課長、中倉環境第2課長、岸本環境第2課副課長、松本環境第2課尾上処理工場担当副課長、杉山環境第2課尾上処理工場整備担当副課長、生田環境施設課長、岡田環境施設課副課長</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 会長、副会長の選出 4 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1)加古川市災害廃棄物処理計画の策定について (2)一般廃棄物処理基本計画における減量・資源化の目標の進捗状況について
配布資料	<p>資料1 加古川市廃棄物減量等推進審議会委員名簿</p> <p>資料2 加古川市災害廃棄物処理計画（案）に関するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方</p> <p>資料3 一般廃棄物処理基本計画における減量・資源化の目標の進捗状況について</p> <p>参考資料① 加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）</p> <p>参考資料② 加古川市廃棄物減量等推進審議会規則</p>
傍聴者の数	0人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）	
	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>環境部長あいさつ</p> <p>3 委員自己紹介</p> <p><委員の出席状況></p> <p>審議会委員9名中、全員出席</p> <p>4 会長、副会長の選出</p> <p>審議会規則第2条第1項、委員の互選により、会長に中井委員、副会長に花田委員が選出された。</p> <p>5 報告</p> <p>(1) 加古川市災害廃棄物処理計画の策定について</p> <p><事務局説明></p>
(事務局)	<p>加古川市災害廃棄物処理計画（案）を基に概要説明</p> <p>資料2「加古川市災害廃棄物処理計画（案）に関するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方」</p>
(委員)	<p>計画案P1の背景及び目的に「自然的条件」という文言があるが耳なじみのない言葉であり、「環境」などの表現の方がいいと思う。また、すぐ後に「自然災害」という文言が続くので、自然・自然と同じ文言が連続しない方が文章としてきれいでは。それから「環境省の災害廃棄物対象指針」の災害廃棄物対策指針は前後に鉤括弧を加えてはどうか。</p> <p>計画案P7の表1-3「緊急性の高い廃棄物」と表現されているが、緊急性の高いというのはどういうことを言っているのか。</p>
(事務局)	<p>緊急性の高い廃棄物として畳、布団等は、水を吸っている状態であるので、非常に腐りやすく悪臭等も出やすい。太陽光パネルは壊れているようでも光が当たると電気を発生するため、そのまま置いておくと自然発火の可能性が非常に高いということで緊急性の高い廃棄物に分類している。</p>
(委員)	<p>表の備考に自然発火の恐れありとあるのは、太陽光パネルのことでよろしいか。毛布は燃えてしまうから、このような備考にしているのか。</p>

(事務局)	毛布や畳は積み上げて乾燥させるが、発火すると非常に燃えやすく消火の際の危険性を伴うため、発火する可能性のあるものから優先的に除去できるように分類しておくということなので、太陽光パネルだけでなく、畳布団毛布も燃えやすい可能性のあるものとして分類している。
(委員)	太陽光パネルは確かに自然発火であるが、再検討の余地があるなら、他のものは「可燃性」という文言を追加してもよいのでは。
(事務局)	濡れた畳を積み上げると中でかなり熱を持つということで発火に至る。分別した廃棄物の積み上げる高さは5メートル以下と災害廃棄物対策指針でも示されているが、これは多く積むと圧迫されることで熱を持ち発火してしまうというのが理由で、実際に現場で作業した事業者によると、パイプ等を使って熱抜きという作業をしている。このようなことから、火災に至ることもあるということで記載している。
(委員)	了解した。
(委員)	計画案P6で、災害時においても産業廃棄物は事業者が処理責任を有するということが、実際に生活する場所と事業する場所が一体となっているような小規模な事業者の場合、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか区別できるのか。
(事務局)	発災後の非常時に一般廃棄物なのか事業系一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかというところは、現在、能登半島でも起きている問題である。例えば、倉庫等に保管していたものを災害廃棄物として仮置場に持ち込む便乗ごみという事象が発生しているとの報道がある。本来であれば、処理手数料が発生するものでも、災害廃棄物であればその費用が掛からない。行政としては被災者に寄り添わなければならないが、災害廃棄物と他の廃棄物を分けて管理しないといけない。ご意見のとおり非常に難しい問題であり、現段階では区分の仕方について本計画に記載していない。来年度に災害廃棄物処理実行計画の雛型を作成していく中で、仮置場に管理者、警備体制を置くのか、災害廃棄物と産業廃棄物は区分の仕方について等を検証していく予定である。
(委員)	計画案P8で、「災害対策本部組織図」が記載されているが、平時は別の体制で、災害時にはこういう体制になると考えてよいか。
(事務局)	そのとおり。
(委員)	計画案P11の情報収集、連絡についての文章は、主語がなく分かりにくい。こ

	<p>こまでの文章から環境部ではないかと推測できるが、それでよいか。</p>
(事務局)	<p>災害対策本部設置要綱別表に基づき、廃棄物の収集運搬、し尿くみ取り処分は環境部が担うため、環境部が行う情報収集等を記載している。</p>
(委員)	<p>計画案P12の相互応援協定の締結では、災害廃棄物は本市での処理を基本とするところがあるが、もうすでに2市2町による広域ごみ処理体制になっており、本市で処理することはないが、なぜこのような表現にするのか。</p>
(事務局)	<p>激甚災害ともなると何百万トンという廃棄物が出る可能性がある。本市のごみ処理というのはエコクリーンピアはりまにて2市2町で行っているが、ご意見の箇所は、ごみの焼却処理ではなく、平常時のごみ処理ルートでの対応が基本という意味合いで記載している。それをはるかに超える災害廃棄物の発生量の場合、このような相互応援協定に基づいて他市町に応援を要請するという意味合いで記載している。</p>
(委員)	<p>了解した。計画案P12で大栄環境株式会社と災害廃棄物等の処理に関する基本協定について記載しているが、大栄環境は兵庫県、その他の市町とも協定を締結している。加古川市近辺で大きな災害が発生した場合に、大栄環境1社で対応可能と、どの程度見込んでいるのか。</p>
(事務局)	<p>大栄環境株式会社は、平常時には産業廃棄物の最終処分をしている企業で、ご指摘のとおり、多くの自治体と協定を締結している。本市近辺で大きな災害が起こった場合、1社で対応できるかというところもあるが、大栄環境と同じレベルで最終処分場を持っている事業者は中々ない。また、大栄環境は全国の被災地で災害廃棄物処理に携わり、ノウハウも大型車両等の資機材も持っていることから協定を締結している。混在した廃棄物を分別し、1つのコンテナに同じ性状のものを積載することによって搬送先を絞り、また、大きなコンテナを使って海上輸送しながら分別作業したこともあると聞いている。加えて、加古川清掃事業協同組合とも協定を締結しており、こちらについては収集運搬を担っていただきたいと考えている。被災地からの災害ごみについては加古川清掃事業協同組合によって仮置場に運搬していただき、分別された災害ごみについては、大栄環境によって最終処分場へ運搬という流れを想定して基本協定を締結している。</p>
(委員)	<p>計画案P14に、初めて知った制度で「廃棄物処理センター制度」が枠組み説明してあるが、同ページの「兵庫県災害廃棄物対策協力員制度」という制度も初めて知ったが、この制度についても同様に枠組み説明を設けてはどうか。 次に計画案P16の本市を含め広域で被災した場合、近隣市町と協力を求めると</p>

	<p>いうことは、お互い助け合いましょうということか。</p>
(事務局)	<p>今まさに能登半島地震により能登半島全体が被災地となったが、半島の付け根部分の自治体については、比較的被害が少ないので応援に行かれているが、本市を含む2市2町でも災害ごみだけではなく様々な分野で応援に行っている。委員が心配されているように2市2町や県内の瀬戸内海側が広域的に被災した場合、本市職員や所有する車両だけでは対応できない。協定事業者も大規模災害の場合は、すぐに来ていただけないことも想定される。ただ、東日本大震災や能登半島地震のような大規模災害が発生した場合、少なからず全国の市町村から応援に来ていただける。我々が被災した場合、まずは仮置場を早急に開設し、エコクリーンピアはりまが被災し稼働できない状況であれば、受入れ可能な処理施設まで運搬していただくため、そういった運搬ルートや収集ルートを全国の市町村から応援に来ていただける自治体やボランティアの方に対し、的確に伝えることが最も重要な部分で、平常時から準備し、そのようなノウハウを蓄積しておくことが必要だと認識している。</p>
(委員)	<p>昨日のテレビでも、東日本大震災の教訓から被災前の備えが重要とっておられた。それなりの認識を共有してやっていかなければならないが、発災前であれば頭では現実的な話が中々浮かばない、難しいなと思ったりもする。</p> <p>計画案P22の推計式による計算例の3行目までの説明に記載されている表が見当たらない。別資料の表と思うがどうか。</p>
(事務局)	<p>推計する際は、環境省の災害廃棄物対策指針の技術資料14-2の表を引用する。</p>
(委員)	<p>はっきり記載しないと初めて見る者は分からないのでは。本計画案に災害廃棄物対策指針の表を記載してほしい。</p> <p>計画案P24「収集運搬」で、エコクリーンピアはりまが被災した場合は、可能な限り収集した可燃ごみをピット内に貯留とあるが、平常時でも7日分程しか溜めることができないとのことなので、貯留はほとんど不可能なのではないか。</p> <p>同ページの「仮置場」で、パブリックコメントの意見にもあるが、仮置場の設置を発災後に考えるのではなく、あらかじめ仮置場を確保できる手前の状態までに用意しておかないと仮置場にはならないのではないかと。「発災後3日以内を目途に管理運営を開始」等の記載があるが、結局、発災後に行動を起こしても、今の能登半島と同じように当初は仮置場がない状態になるのではないかと。要は、現段階で仮置場を探して指定して、発災した時にはすぐ仮置場にしますよという状態のところまでしておかないといけないのではないかとと思うがいかがか。</p>
(事務局)	<p>仮置場は発災した場合に一番必要であり、また、迅速に対応しないと</p>

	<p>ころであると認識している。ただ、本市の地形は中央に加古川が流れており、被災状況によっては橋が通行できないことも考えられるため、加古川の東西どちらかに偏るような選定をせずに候補地を挙げなければならない。仮置場の候補地であっても何も利用せずに専用の土地とすることも難しいため、できるだけ候補地は多く選定しておいて、発災場所や被害状況に合わせて仮置場開設ができるよう体制を整えていくことを今は考えている。</p>
(委員)	<p>実際に仮置場としたい候補地はあるのか。</p>
(事務局)	<p>他市町は災害廃棄物処理計画に仮置場を公表していないところが多い。激甚災害であれば、仮置場に2～3年程は廃棄物を保管することになり、臭気や害虫など衛生面を考えると目の前に仮置場が開設されるとなると、平常時では中々ご理解いただきにくいところがあると考えている。候補地は公有地を優先し、本市所有の公有地から検討していきたい。</p>
(委員)	<p>計画案P27表3-3に仮置場候補地の選定にあたってのチェック項目を見ていくと、厳しい基準があるように思うが、そういう基準を満たす候補地はあらかじめ目途をつけておかないと、いざというときに慌てて後手にまわることにならないかと危惧している。また、表3-3は環境省の災害廃棄物対策指針から引用した資料で変更できないと思うが、㎡とhaの単位を揃えた方が、面積が分かりやすいのではないかと。同様にP32表3-6に「RPF原料」があるが、誰もが知っている言葉ではないため、解説を加えた方がよいのではないかと。</p>
(事務局)	<p>文章表現に関するご意見については後ほど事務局へお願いしたい。</p>
(委員)	<p>近隣の自治体と相互応援協定を締結しているという話があったが、離れている自治体と災害時の協定を締結しているかどうか教えて頂きたい。それから、これはコメントになるが、年明けの能登半島地震や千葉県東方沖でスロースリップという地震活動が続いている中で、多くの方が地震災害に備えていらっしゃるというのをニュースで拝見した。それで災害廃棄物処理計画の策定というタイミングで、市民の方への啓発の契機としていただけたらいいのではないかと思う。</p> <p>もう一点、災害廃棄物処理とは異なりますが、災害全体として考えると、公園を災害対応とすることが随分進んでいると思うが、加古川市の中で災害対応の公園にしていく計画があれば教えて頂きたい。</p>
(事務局)	<p>近隣以外の自治体との協定は、廃棄物に関して個別には締結していない。災害時の相互応援協定というのは兵庫県・市町間の応援協定はある。災害対応の公園については、環境部ではまだ関わっていない。</p>

(事務局)	<p>ごみ処理に関して離れた自治体との協定はないが、大きな意味での災害時の相互応援協定として、施行時特例市災害時相互応援に関する協定というものがある。今は特例市というのはないが、人口 20～30 万規模の 20 市程度で構成しており、Aブロック、Bブロック、Cブロックというブロック体制に分かれていて、非常時には少なくともこのブロックで相互応援することになっている。本市はCブロックに属しており、同じブロックに愛知県春日井市、三重県四日市市、大阪府岸和田市があり、本市に万が一のことがあれば応援に来てもらい、逆にこれらの市に何かあれば、本市は優先的に応援に行くという体制が整っている。</p>
(委員)	<p>計画案P33 混合可燃物の処理について、除塩が困難な場合のところで、「セメント原料等と混合することも有用」とあるが、建設用の砂等はなるべく塩分が入らないようにしないと鉄筋が腐食すると建設関係者から聞いたことがある。海水に長期間浸かった木材等とセメント原料を混合するとそういう危険性もあるのではないか。</p>
(委員)	<p>専門的な話になるが、いろいろと検討してもらいたい。他に、市民目線から見て気になった箇所等の意見はないか。</p>
(委員)	<p>平常時の処理でいろいろ精一杯なので、災害時のことまで中々手が回らないが、どこまでやっていくか難しいところ。仮定の話ばかりになるので、まずは平常時のことをしっかりしていく。</p>
(委員)	<p>計画案P2 図 1-1 中に「大規模災害発生」とあるが、この大規模とはどれほどの規模を「大規模」と定義しているのか。</p>
(事務局)	<p>明確な数字で定義されているものではなく、環境省の大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針において整理している。具体的には、被災地域が一都道府県内に留まらず、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えないことが想定される規模の災害、もしくは、被災しなかった地域又は被災の程度が軽かった地域や、平常時には廃棄物処理に従事しない事業者も含めて、環境省のリーダーシップの下、一丸となって処理を行う必要があると判断される規模の災害を「大規模災害」としている。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理計画における減量・資源化の目標の進捗状況について <事務局説明></p>
(事務局)	<p>加古川市一般廃棄物処理基本計画及び資料 3-①～④を基に概要説明 資料 3-①「焼却処理量の推移と内訳」 資料 3-②「一般廃棄物基本計画（令和 5 年 3 月策定）における減量の目標」</p>

	資料 3-③「事業系燃やすごみ排出量」 資料 3-④「一般廃棄物基本計画（令和 5 年 3 月策定）における参考指標」
(委員)	資料 3-④種類別資源物の資源化率で令和 4 年度実績をみると、令和 14 年度目標値をクリアしたと捉えてよいか。
(事務局)	スーパーなど店先で集めて頂いているペットボトルや白色トレイ、段ボールの店頭回収量は、市が集計しているものではなく、県が集計しているものを提供してもらっている。これを見比べると令和 3 年度で 13 g/人・日、令和 4 年度 18 g とかなり大きくなっている。その前の令和 2 年度が 10 g を割る数値であり、昨年の集計方法がよく分からないので、もしかすると来年度の数値が悪くなり、資源化率が落ちてくる可能性もある。一概に目標を達成した、このまま継続するとは安易に考えられないと思われる。
(委員)	一般廃棄物基本計画の P56 の家庭から排出される食品ロスとして、未使用食品が令和 3 年 6 月で 4 %、食べ残しが 13%となっている。これを調査するのは非常に大変だったと思うが、どのようにして調査したのか聞きたい。
(事務局)	平成 29 年、令和 3 年に実施した組成調査は、ごみステーションに排出されたごみ袋を回収し、すべてのごみ袋の中身を出し、四分法によって、資源化できる紙、プラスチック、未使用食品、食べ残し等といった項目に集計した。平成 29 年、令和 3 年ともごみ量は相対的に減ってきている。資源化できる紙については、平成 29 年度は全体の 13.7%だったものが、令和 3 年度は 6.6%まで減っており、これは市民の方の分別によって、燃やすごみから資源化できる紙を除いていただいた結果と理解している。ただ、未使用食品や食べ残し等食品ロスについては意識して減らしていただきたい。
(事務局)	一般廃棄物基本計画の P22 に組成調査の詳細な結果を記載している。図 1.1-4 は全体 100%としたときの種類ごとの占める重量比、図 1.1-5 はごみ重量の比較を表している。令和 6 年度も組成調査を予定しており、組成調査実施と審議会開催の時期次第ではあるが、来年度審議会で結果を報告させていただきたい。
(委員)	組成調査は年 1 回か。
(事務局)	そのとおり。今年 6 月に実施を予定している。
(委員)	同じ時期に定点観測しているということか。データを見ると、未使用食品はかなり減っている。これはコープこうべが頑張っておられるからと思う。

(委員)	<p>コープこうべ神吉店では他にもシルバーカー、ベビーカー、子供服等まだ使えるものを持ち寄っていただき、それを必要とされる方が持ち帰るという仕組みがあり、いつもフードドライブで共催させてもらっているが、こちらもご利用いただきたい。</p>
(事務局)	<p>本市ではコープこうべ、但陽信用金庫、兵庫大学と包括連携協定を交わしている団体様とフードドライブを共催で実施させていただいている。コープこうべ、但陽信用金庫各支店ではフードドライブの受付場所を常設いただいております、各事業者の皆様にご協力いただき、この2～3年でフードドライブも浸透してきたと感謝している。</p>
(委員)	<p>テーマが非常に大きく、データを取るのも難しいと思うが、食品ロスについては様々な課題がある。以前から気になっているのは、学校給食でも、かなり廃棄されているのではないかとということ。学校でもいろいろ努力されているが、学校1つとっても、早期に効果が出るかと言うと中々そうもいかないと思うが、今の状況から考えるともう少し真剣に考えないといけない課題だと思う。</p>
(委員)	<p>未使用食品を減らしていくことについて、有効に活用するため、常設するといった考えはあるか。一定数の未使用食品があるなら、例えば、ショップ等に転用していくという発想があるかどうか。</p>
(事務局)	<p>フードドライブがまさにそれであり、3年ほど前は本市もコープこうべの後援ということで協力していたが、提供のあった食品が市外へ提供されていたということもあり、ご意見のとおり、提供のあった食品を有効に使うため、令和4年度から高齢者福祉施設を所管する福祉部、こども食堂といったところを所管するこども部とともに事業を展開している。年2回、コープこうべで4日間、但陽信用金庫等の他の場所で3日間集中的にフードドライブを実施し、本市が把握している福祉団体や子ども食堂の方々に声を掛けて、集まった食品をご自由にお持ち帰りくださいという形で配分会を実施している。これまでの配分会では、1/3程余ってしまい、他市にあるフードバンクはりに提供していた食品が、市内の福祉施設、こども食堂で利用していただくという流れに令和4年度から定着している。</p>
(委員)	<p>その他ご意見があれば発言をお願いしたい。</p>
(委員)	<p>今回の能登の災害につきまして、派遣された兵庫県職員によると人材育成が非常に大事である。県職員でも震災を経験していない者が現場に行くと、残念ながらあまり役に立てなかったと聞いている。どんなに経験を持っていたとしてもその状況とはだいぶ変わっており、国の方で喧々諤々の協議をしながら、その場に適</p>

	<p>した対策を行っているので、加古川市の計画においても今が完成形ではなく、日々進化していくものになっていくと思うので、引き続き県の方と一緒に進めていきたいと思う。</p>
(委員)	<p>人口が減るとごみが減るのは当然だが、皆さん日々のごみは意識しても高齢になって、さわやか収集制度があっても使えない、使い方がわからない方もおられるのではないかと。粗大ごみのシールの買い方がわからない方や収集場所まで捨てに行けないような方のごみが、日常には出てこないごみであって災害時の問題になっている。捨てられないごみをリユースできる場所があって、出したり貰えたりすることが分からない方もたくさんいると思う。日頃のごみの捨て方、分別の仕方も難しいと思うので、市民の方が満遍なく分かるような仕組みがあればいいと思う。</p>
(委員)	<p>日常のことであり、一市民としてのそのような意見は大切だと思う。</p>
(事務局)	<p>文章表現など軽微な修正は、事務局に伝えてもらい事務局で修正する。</p>
	<p>6 その他 今後のスケジュールについて説明。次回開催日は未定であるが、決定次第郵送する。</p>